

学校経営のポイント

強調される“「規律」「規範」意識”への取り組み

若井 彌一

中央教育審議会（以下、「中教審」）の「審議のまとめ」（案）の内容が、マスコミ報道で明らかにされた。

すでに1ヵ月前にも中間報告の内容が予想されていたこともあり、特別に驚くようなことはないが、テーマに掲げた「規律」や「規範意識」の強調が「審議のまとめ」でも見られるので、各学校でも、それについての取り組みのあり方を見直してみたい。

教育基本法・学校教育法の関連規定

「規律」とか「規範意識」などの用語が、今回、中教審の「審議のまとめ」（案）にも見られるのは、やはり教育基本法・学校教育法の改正によるところが大きい。

教育基本法の「学校教育」に関する規定・第6条第2項前段では、「前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない」と規定したうえで、後段においては、「この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない」と規定していることは、周知のとおりである。

教育基本法のこの規定との関連を意識して、学校教育法の改正では、まず、義務教育として行われる義務教育の目標の1つとして、「学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が掲げられた（第21条第1号）。

注目すべきは、幼稚園の教育目標にも、「集団生

活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと」が掲げられていることである（第23条第2号を参照）。

このように、教育基本法や学校教育法（ともに改正法）においては、「規律」「規範意識」育成が新たに追加されて、今後、これらの「規律」の尊重態度、「規範意識」の育成が、学校教育の重要な取り組み課題となることは間違いない。

よりよい「規律」「規範」をつくり実践へ

それは、「荒れている学校」だけの取り組み課題ではなく、どの学校にも課せられた共通の課題である。

この課題に対する取り組みは、「きまり（ルール）」は、きまり（ルール）」というように、規律や規範を一方向的に押しつけるやり方ではなく、知恵を出し合って、よりよい規律や規範をつくり、実践するということの大切さを児童・生徒に理解させ、可能な努力を惜しまない実践的態度を形成するようなやり方でありたい。

このような思考力と実践的態度を鍛え伸ばしていくことが、わが国の未来を切り拓いていく資質を育成することにつながると期待できるのではないか。

〔「規律」「規範意識」重視＝復古的教育観〕と一面的にとらえるのではなく、「規律」「規範」の有する社会生活に不可欠な側面を重視した、奥行きのある取り組みをめざしたい。

（わかい・やいち＝上越教育大学大学院教授・附属図書館長）

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●好評発売中！●

深谷昌志【編】A5判234頁・定価2,310円

教育開発研究所

『子どもの規範意識を育てる』

『「学力調査」対応法・活用法』

調査データの読み方／活用／保護者への説明
高階玲治【編】B5判272頁・定価2,500円